

# 国民健康保険の給付いろいろ

国民健康保険の被保険者は、病院や診療所で保険証を提示すれば、一定割合の自己負担額を支払うだけで診察や治療を受けることができます。国民健康保険には、これ以外にもさまざまな給付があります。その主なものをご紹介します。

## 高額療養費の自己負担限度額(月額)

### ■70歳未満の人

区分	自己負担限度額
一般	72,300円+医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算
上位所得者 ※1	139,800円+医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算
住民税非課税世帯	35,400円

※1 国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額などが670万円を越える世帯に属する人

### ■70歳以上の人(老人保健で医療を受ける人は除く)

区分	負担割合	自己負担限度額	
		外来(個人単位) A	外来+入院(世帯単位) B
一般	1割	12,000円	40,200円
一定以上所得者 ※2	2割	40,200円	72,300円+医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(過去12ヶ月以内にBの自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合は、4回目以降は40,200円)
低所得者Ⅰ ※3	1割	8,000円	24,600円
低所得者Ⅱ ※4	1割	8,000円	15,000円

※2 現役世代の平均的収入以上の所得のある人(課税所得が年124万円以上、平成17年8月診療分以降は課税所得が年145万円以上の人)とその世帯に属する人。ただし、年収が夫婦2人世帯などで637万円未満、単身世帯で450万円未満の人(平成17年8月診療分以降は2人世帯621万円未満、単身世帯で484万円未満の人)は、届出れば「一般」区分となります。

※3 属する世帯の世帯主および世帯全員が住民税非課税の人

※4 属する世帯の世帯主および世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を65万円として計算)を差し引いたときに0円となる人(年収例) 単身世帯(年金収入のみ) 約65万円以下

## 高額療養費

病気やけがで医療費が高額になり、一定限度を超える自己負担額を支払った場合、申請をすればそれを超えた額を支給します。西宮市では、医療機関から送られてくる診療報酬明細書(レセプト)を確認し、高額療養費に該当した人がいる場合、その世帯主あてに通知書を送付していただきます。通知書は診療を受けた月から三ヶ月後に届きますので、通知があったら申請してください。なお、高額な一部負担金の支払が困難な場合、高額療養費支払資金貸付あっせん制度が利用できます。

## 療養費の支給

次のような場合には、申請により支払った医療費から自己負担部分を除いた金額が支給されます。

- ① 旅行先等で保険証を持参していなかったり、特別の事情で医療費を全額自己負担した場合
- ② コルセットなど治療に必要な補装具の費用(医師の意見書が必要です。)
- ③ 骨折やねんざなどにより接骨院で治療を受けたとき
- ④ 治療に必要なマッサージやはり・きゅうなどの施術を受けたとき(医師の同意書が必要です。)
- ⑤ 海外渡航中(渡航期間一年以内)に治療を受けたとき

現地の医療機関が作成した診療内容明細書・領収明細書および領収書等とその翻訳等の添付が必要です。

## 出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき、出生児一人につき33万円の一時金が支給されます(出産育児一時金を直接医療機関に振込む受領委任払制度もあります)。出産前に医療機関に支払う必要が生じたときは、一時金の一部を出産前に貸付する制度もあります。妊娠十二週以上から適用されます。

## 葬祭費の支給

被保険者が死亡されたとき、葬祭を行った人(喪主)に葬祭費として5万円が支給されます。

## 入院時食事療養費の支給

入院中は一日あたり780円の標準負担額を被保険者のみなさまにご負担いただき、残りは入院時食事療養費として国民健康保険が負担します。なお、市民税非課税世帯等の場合は、申請により減額される場合があります。

## 一部負担金の減免・徴収猶予

病気やケガを負ったり、災害・業務の休止等により生活状態が一時的に困窮し、医療機関等で受診した際の一部負担金の支払が困難となった被保険者世帯については、申請により一部負担金が減額、免除、または徴収猶予される場合がありますので、事前にご相談ください。

なお、この制度の適用を受けるには、三ヶ月以内に完治するものであることや、生活保護に準じた一定の収入基準以下であることが条件となります。また、申請には、生活状況を確認する書類を提出し、面談を受ける必要があります。

## 人間ドック

西宮市では、被保険者のみなさまの健康を守るため人間ドックの助成を行っています。助成を受けることができるのは、満四十歳以上の保険料を完納している人で、助成は一度に一回限りです。

受診を希望される方は、中央病院または健康開発センターで予約をとり、必ず受診の二週間前までには市役所本庁舎の国民健康保険窓口または各支所で申し込みを行ってください(左表参照)。

なお、平成十八年四月以降の受診分から、自己負担額の一部を見直す予定です。

### ■人間ドックのメニューと料金(自己負担額)

◆中央病院 (単位:円)		
区分	受診費用	自己負担額
半日一般ドック	42,000	12,000
半日脳ドック	44,100	12,600
半日肺ドック	37,800	10,800
1泊2日ドック	84,000	24,000
1泊2日ドック(脳付き)	112,350	52,350
1泊2日ドック(肺付き)	103,950	43,950
1泊2日ドック(脳・肺付き)	132,300	72,300

\*ご予約は…電話0798-64-1515

◆健康開発センター (単位:円)		
区分	受診費用	自己負担額
半日 Aコース	15,739	4,490
半日 Bコース	27,300	7,800
半日 Cコース	38,850	10,800

婦人科検診を希望する場合は、別途1,800円が必要です。

\*ご予約は…電話0798-26-9497

